

## 法学博士滋賀秀三君の「中国家族法の原理」に対する授賞審査要旨

東京大学教授滋賀秀三君は、昭和十八年東京大学法学部を卒業して以来、中国家族法の研究に志し、昭和二十五年に「中国家族法論」（弘文堂発行）を公にし、昭和三十六年に「中国家族法の基本觀念」を博士論文として東京大学に提出して博士の学位をえたが、本書「中国家族法の原理」（昭和四十二年三月公刊、創文社、本文六三二頁）は、右の二つの論著とその間に国家学会雑誌などに発表した論文とを総合して、一つの体系にまとめたものである。

本書の課題は中国のいわゆる帝政時代、すなわち春秋以後、中華民国成立までのおよそ二千四、五百年におよぶ期間における中国人の普遍的な法意識の中に存在した家族法の原理を明らかにすることである。滋賀君によれば、中国には、封鎖的な階級的対立はなく、高位高官にある者から市井の庶民に至るまで、普遍的な法意識を有し、帝政時代を通じて基本的な変化はなかった。その間にしばしば公布された各朝の制定法もこの法意識の成文化に過ぎない。本書は、この法意識に基づいて、家族の身分関係を明らかにすることを目的とするが、それは同時に、家産の利用関係すなわち承継（相続）の関係を含み、家族法の全領域に及ぶものである。

本書の構成は、簡単な「序説」（約二〇頁）について、「基本的諸概念」（約一三〇頁）、「家の法律的構造」（約六〇頁）、「実子なき者をめぐる諸問題」（約一〇〇頁）、「婦女の地位」（約九〇頁）、「家族員の特有財産」（約五〇頁）、「不正規な家族員」（約八〇頁）の六章を収める。

第一章の「基本的諸概念」においては、中国の家族法の基本を構成する「親族」・「家」・「承継」の三つの概念

について説かれる。

「親族」は、「宗族」と「外姻」とに分けられる。共同の祖先から分かれ出た男系血統の枝々を総称したものが「宗」であり、各宗は自他を区別するための呼称として「姓」をもつ。「外姻」は宗以外の親族関係者であつて、女系の血族、妻の宗に属する者や娘の嫁した宗に属する者との関係である。中国の法意識においては、はかり知ることをえない太古の祖先から父の生命がすべての息子に伝えられ、「同姓不婚」・「異姓不養」の原則に支えられながら無数の枝に分かれて永遠の進展を続ける。それが親族関係の本流であつて、外姻はこの本流の外にあつてこれに附随するものに過ぎない。

「家」は「同居共財」の関係を現実に維持している同宗者の集団であるが、第二章で詳論されているように、家父長型の家、すなわち父と息子との同居共財と複合型の家、すなわち、傍系親、とりわけ結婚した息子たちの、ときには母（父の寡婦）を含む同居共財とがある。そして、前者にあつては、「共財」（家産）は父の専有に属し、後者にあつては、「共財」は分割しない限り息子たちの合有に属する。なおいずれの型の家にあつても、共同生活をする現実の集団そのものが中国の「家」であつて、わが国の「家」が、家名か家業か、とにかく現実の集団以上の何か形式的なものを含んでいるのとは本質的に異なるものである。

「相続」は、家の觀念の一面である。家父長型の家にあつては、父の専有に属した家の共財は、生命の連続の原理によつて、当然に、息子に承継される。ただし、息子が数人あるときは、兄弟平等の原則に従つて、共財は平等の割合による合有となり、分割されてそれぞれ独立の家産となる。家産を分割した兄弟がなお現実に共同生活をする場合も

あるが、兄弟それぞれの房の財産は計算上厳密に区別され、ただ当家的（必ずしも長兄とは限らない）によって共通に管理されるに過ぎない。

以上に述べたように、滋賀君は、第一章において中国の家族法の最も根源的な「宗」の概念を詳述した上で、「家」と「相続」の重要な点についても、「宗」の觀念の顯現として、結論を述べるのであるが、第二章以下は、この結論の理由づけと、附随する事項の一層詳細な論述とみることができる。

すなわち、第二章の「家の法律的構造」では、すでに述べたように、家父長型の家と複合型の家について、母（父の寡婦）や未婚の娘の地位についても詳論するとともに、家父長型の家における共財の法律的帰属形態は、父の専有であつて、父と息子の共有でないことを力説する。この点は、中田・仁井田説を修正している最も重要なところである。

第三章「実子なき者をめぐる諸問題」は、父から息子へと永遠の進展を続ける宗の發展が息子がなかったために中絶する場合に、いかにしてこれを防止するかを中心の課題とする。すなわち、嗣子（養子）制度を中核として、異姓不養の原則の詳細、兼祧・両妻、寡婦による立嗣、冥婚など、中国家族法に特有な制度が説かれる。

第四章「婦女の地位」は、宗の觀念が父と息子との一体を認めて、父と娘との一体を認めないことから、娘の地位が極めて貧弱なものとされることを述べるとともに、妻は夫婦一体の原則によって——夫の生存中はその陰にかくれて独立存在を示さないが——父の死亡後は、父に属したすべての権限を代位する強大な地位を取得することなどが説かれる。なお、婚姻の成立や離婚についても詳論されている。

第五章「家族の特有財産」は、同居共財の例外をなす財産についての論述である。同居共財は元來、農業經濟に適した制度であるが、近代工業の發達によって崩壞の運命にさらされる。その間の事情が父と母、息子と娘とにわけられて詳述される。その際、家父には特有財産なしとする滋賀君の見解は、中田・仁井田説を修正する重要な第二点となっている。

第六章「不正規な家族員」では、妾、義子、招夫などについて説かれる。いずれも、宗の觀念からみれば正規の存在を認められないものであるが、人情や社会生活の必要から、實際上その存在を否定することができないものであるだけでなく、法律の上でも次第に正規の家族員に類似した地位を与えられることが述べられている。

中国の家族法、とりわけ「同居共財」をなす「家」の法律關係については、中田薫博士の先驅的研究とそれを祖述發展させた仁井田陸博士の研究がある。本書は、大体において同一の線に沿ってはいるが、直系親族の同居共財における家産の所有關係については、中田・仁井田説を修正しようとしていること前に指摘したとおりである。なお、その他の点においても、滋賀君独自の見解が随所に示されている。そして、滋賀君の学説のこれらの特色は、滋賀君が研究の資料として制定法や判語（判決例）の他に、満鉄その他によって行なわれた実態調査報告書を重要視し、家族共同生活關係を機能的な面と法律的な面とに分けて考察し、然る上で法律的な構成をしようとする滋賀君の独得の方法論に基づくものと思われる。

もっとも、仁井田博士は滋賀君の旧著に対して、厳しい批判を加えられ、滋賀君は前記の国家学会雑誌に載せられた論文及び本書においてこれに再批判・反論を試みている。仁井田博士としては必ずやそれに対して更に批判を加え

ることを意図されたであろうと推測されるが、惜しいことに博士はそれを表現しないで急逝された。論争の結末は、後の研究者によってつけられるであろうが、本書の立論は全体としての体系的な論述を通して相当の説得力がある。中国家族法の研究に貢献するところがすこぶる大きい。